

旧幡豆地区内陸用地について

1 旧幡豆地区内陸用地の概要

1) 当初の開発目的

中部国際空港建設に必要な埋立用土砂約5千万m³の採取及び跡地の用地造成

2) 所在地

西尾市西幡豆町地内（旧幡豆郡幡豆町地内）

3) 用地の概要

用途地域：市街化調整区域

面積：143.5ha

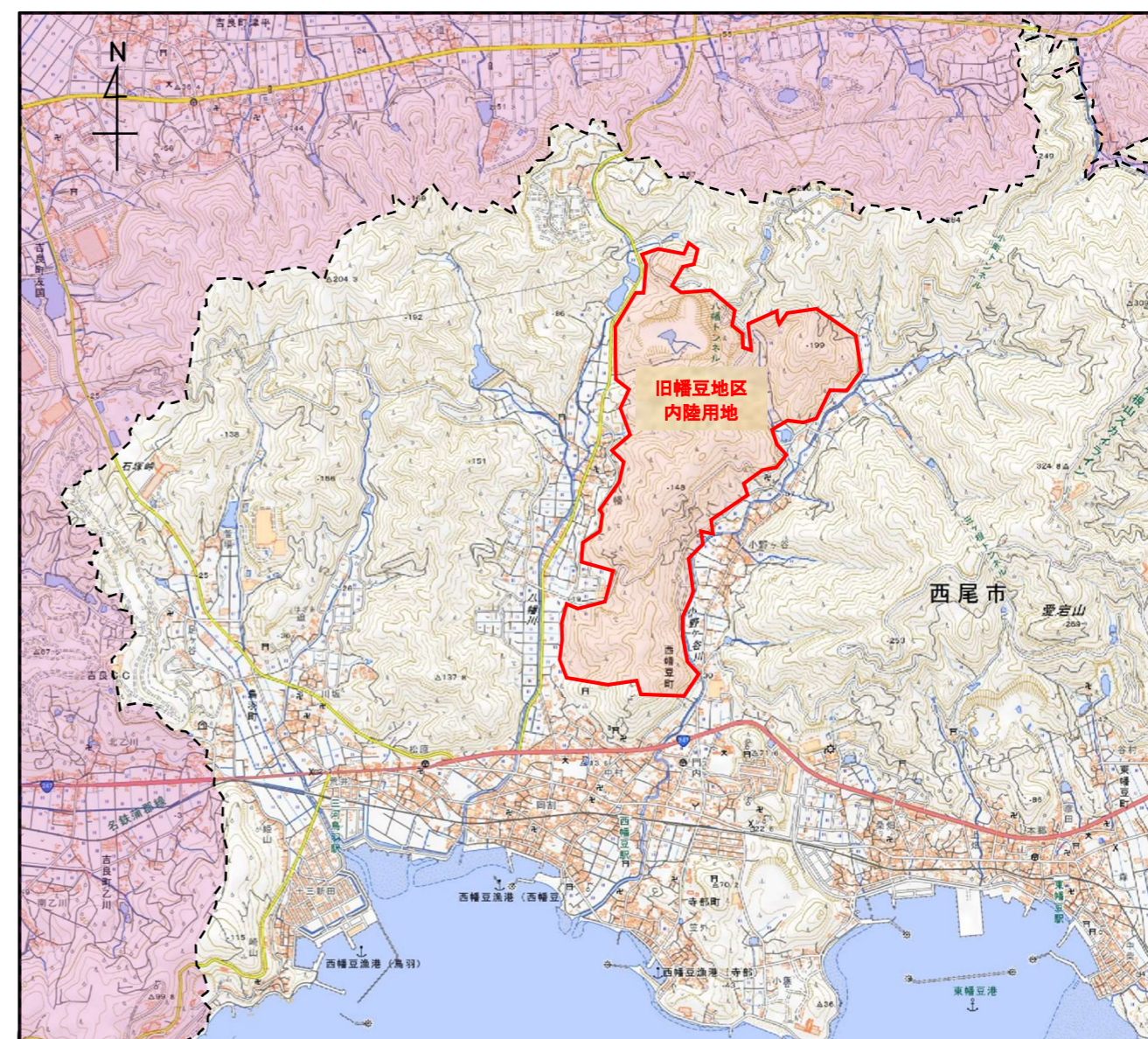
現況地目：山林 約133.9ha（93.3%）、田・畑 約5.4ha（3.8%）、
原野・雑種地等 約4.2ha（2.9%）

地勢：標高20m～200m

2 土砂採取事業中止までの経緯

1998年5月	中部国際空港推進連絡会議 内陸開発部会が開発計画を承認
1998年5月	企業庁が幡豆地区内陸用地造成事業の開発方針の決定
1998年8月	企業庁が地権者説明会を開催し、用地買収交渉を開始
1999年3月	一部を除き、土地売買契約を締結
2000年11月	土砂採取・運搬工事を契約
2000年12月	中部国際空港株が土砂の調達を民間から行うことを表明
2001年1月	企業庁が土砂採取事業の中止を決定
2001年2月	企業庁が中止についての住民説明会を開催

3 位置図



「出典：国土地理院発行地形図」

4 幡豆地区土地利活用調査委員会等による検討（土砂採取事業中止後）

1) 経緯

	幡豆地区土地利活用調査委員会	幡豆地区土地利活用県庁内検討会
2001年10月	企業庁が、基本調査業務を実施 ・土地利活用の方策を検討する上での地域ニーズを把握するため、西尾幡豆広域圏の住民約3,000人から、アンケート、ヒアリング、アイデア募集を行った	
2002年7月	企業庁が、基本構想策定調査業務を実施 ・把握した地域ニーズを踏まえて土地利用の方向性を検討し、「土地利活用基本構想」として取りまとめ	
2002年8月 ～ 2003年3月	幡豆地区土地利活用調査委員会を設置(2002年8月) ・企業庁の要請により、学識経験者や地元有識者等(計13人)で構成した委員会で検討 ※計5回開催	幡豆地区土地利活用県庁内検討会の立上げ(2002年10月) ・知事の方針に基づき、県庁内関係部局(10部局)で構成した検討会において「幡豆地区土地利活用調査委員会」と連携し検討 ※計4回開催
2003年5月	土地利活用基本構想 を公表(2003年5月) ・平場が確保できる「採石場跡地」と「圃場整備跡地」を、造成し利活用を検討していく「利活用すべき範囲」として設定 ・その他の山地は、貴重な自然環境を保全することとして、ありのままの姿で活用していく「保全すべき範囲」として設定し、土地利活用として3つの展開案(①ふれあい・スポーツの森、②福祉の郷、③エコタウン)を検討	
2003年8月		企業庁が、実現可能性調査業務を実施 ・「土地利活用基本構想」を踏まえて、業種別立地条件や行政制度上の枠組みなど、実現可能性を調査するとともに、展開案ごとの課題等を整理
2004年2月		第5回幡豆地区土地利活用県庁内検討会を開催 ・法規制、企業動向、事業採算性等の面から「土地利活用基本構想」を踏まえた開発は極めて困難と判断

2) 土地利活用基本構想の概要

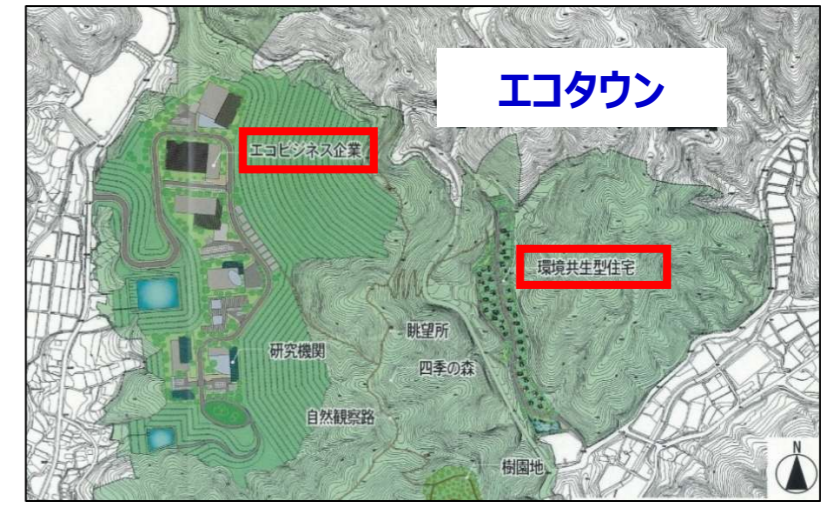
展開案1



展開案2



展開案3



3) 2011年以降、企業庁において、様々な事業可能性を複数回にわたって随時検討してきたところ。

しかし、事業採算性、土地の制約、アクセスなど課題が多く、現時点までに具体化するには至っていない。